



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月に障害者自立支援法を改正し、「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」が施行されました。平成 30 年 4 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、「生活」と「就労」の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成 26 年 1 月に「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年 4 月には、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての障壁を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

本市では、平成 21 年 3 月に「第 2 期筑紫野市障害者福祉長期行動計画」、平成 27 年 3 月に「第 4 期筑紫野市障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人もない人も健やかで安心して地域で暮らすことができるように様々な支援を行ってきました。

「第 2 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」の計画期間が平成 29 年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を計画的に推進するため、新たに平成 30 年度を初年度とした「第 3 期筑紫野市障がい者福祉長期行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 法令等改正の動き

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

平成 19 年に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方にあわせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策などが追加されました。

(3) 障害者自立支援法の施行と改正

平成 18 年 4 月に障害者基本法の基本理念にのっとり、障がいのある人及び障がいのある児童がその能力や適性に応じて自立した日常生活・社会生活を営むことができるように必要な支援を行うことを目的とした障害者自立支援法が施行されました。

障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みの一元化、施設・事業の再編、就労支援の抜本的な強化、支給決定の仕組みの透明化、明確化等が行われました。

平成 24 年には、利用者負担の応能負担を原則とするとともに、発達障がいについても対象となることの明確化、相談支援の充実、障がい児支援の強化等の改正が行われました。

(4) 児童福祉法の改正

平成 24 年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（当時）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障がい児通所支援と都道府県が支給決定する障がい児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障がい児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」が施行され、家庭や施設などで障がいのある人に対する虐待を発見した人に自治体への通報を義務付けているほか、親による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、親の許可がなくても自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けることなどが盛り込まれています。

(6) 障害者総合支援法の改正と施行

従来の障害者自立支援法が平成 25 年 4 月に障害者総合支援法に改正・施行され、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護の対象拡大などが定められました。

また、平成 30 年 4 月からは、地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

(7) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされています。

(8) 障害者差別解消法の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(9) 障害者雇用促進法の改正と施行

平成 25 年 6 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、平成 28 年度から雇用分野における障がいのある人の差別の禁止や合理的な配慮の義務が定められるとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人を加えることが規定されました。

(10) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

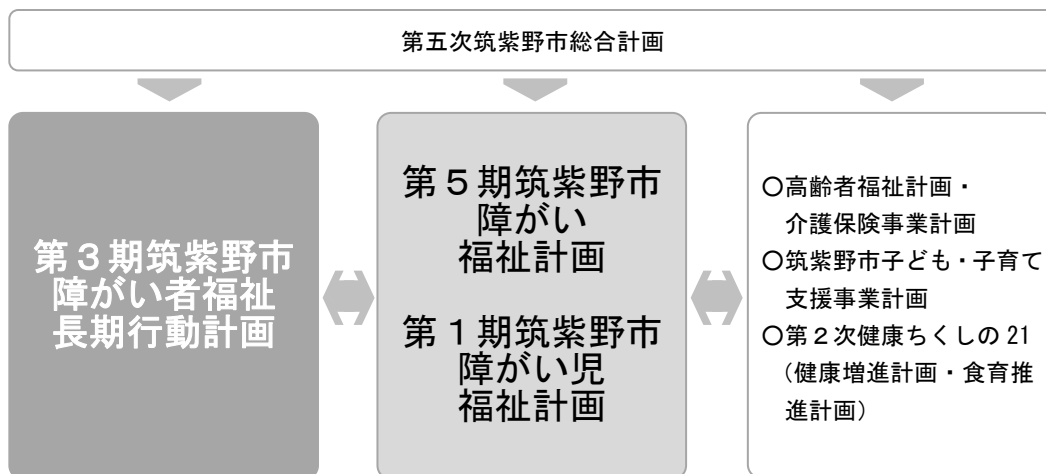
地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化などが規定されました。

(11) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました。

3 計画の位置づけ

本計画は「第五次筑紫野市総合計画」を上位計画とし、「筑紫野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」「第2次健康ちくしの21」など、他の行政計画とも調和して障がい者福祉施策を進めていきます。



4 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から35年度までの6年間とします。

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
障がい者福祉 長期行動計画	第3期					
障がい福祉計画	第5期			第6期		
障がい児福祉計画	第1期			第2期		

5 計画の策定体制

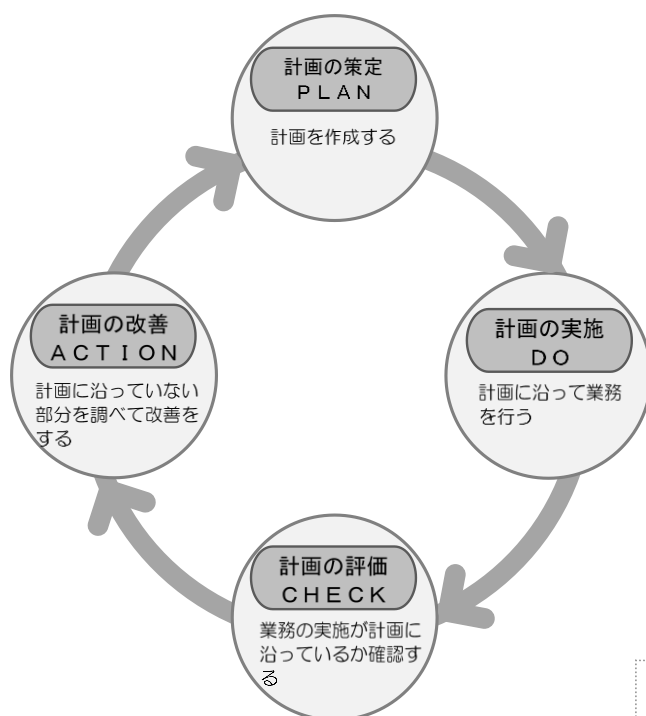
本計画の策定については、筑紫野市障害者施策検討委員会設置要綱によって任命されている関係各課の検討委員及びその他の必要職員でその作業を行います。障がい福祉施策全般にわたる関係各課の施策について、筑紫野市障害者施策推進協議会設置条例による協議会で構成する福祉関係者、障がい者団体の代表や相談員、教育関係者、学識経験者などによる「筑紫野市障害者施策推進協議会」で検討、提言を行い、「計画案」を市長に報告することとします。

なお、計画策定を担当する事務局は、健康福祉部生活福祉課に置くこととします。

6 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理及び点検、評価体制

本計画に掲げられた施策を実施していくために、計画の進行管理については、「PDCA サイクル」に基づき、事業の推進と進捗状況の把握を行うとともに、この計画の進行管理の点検及び評価を行います。各年で、実施（Do）した内容を把握、評価（Check）し、障害者施策推進協議会の委員に報告の上、確認を行い、意見を求め、障がい者施策がスムーズに進行できるよう事業体制や内容の改善（Action）等を行います。



※ PDCAサイクル
P = PLAN (プラン) …具体的な施策など
D = DO (ドゥ) …実行
C = CHECK (チェック) …点検・評価
A = ACTION (アクション) …改善

(2) 関係機関との連携

行政と市社会福祉協議会、社会福祉施設及び障がい者団体などの関係機関との連携強化により、各種施策の円滑な推進に努めます。

(3) 国、県等に対する要請（要望）

障がい者施策は国、県の制度に基づくものが多岐にわたるため、その都度、各種制度の充実に関して要請していきます。